



Altium LLC エンドユーザーライセンス契約

ALTIUM LLC

2023年4月

1.1. 重要 - よくお読みください

本Altium LLCエンドユーザーライセンス契約(「EULA」)は、お客様(個人、または法人のいずれか、以下「お客様」)とALTIUM LLC(以下、「アルティウム」)との間の法的な契約であり、アルティウムが開発および提供する特定のコンピューター技術と該当する文書(以下でさらに定義されるとおり、総称して「ライセンス対象物」)の使用を規定するものです。あらゆる形式の[I agree]、または[I agree] ボタンをクリックする前、およびライセンス対象物を利用または利用登録する前に、本書をよくお読みください。また、アルティウムのプライバシーポリシー ([HTTPS://WWW.ALTIMUM.COM/PRIVACY-POLICY](https://www.altium.com/privacy-policy))、および利用規約 ([HTTPS://WWW.ALTIMUM.COM/TERMS](https://www.altium.com/terms)) もお読みください。当該のボタンをクリックすることで、および/またはライセンス対象物を利用または利用登録することで、お客様は本EULAの条件、関連するプライバシーポリシー、および利用規約に同意したことになります。最新のアルティウムEULAは、www.altium.com、およびアルティウムの関連Webサイトでご確認いただけます。また、アルティウムはそのライセンシーが購入した製品を通じてアクセス可能なAltium 365 (A365) と呼ばれる電子機器設計、およびリアルタイム共同作業のためのクラウドベースのプラットフォームもライセンシーに提供しています。そのため、このEULAに同意することで、アルティウムの一般利用規約の一部であり、[HTTPS://WWW.ALTIMUM.COM/TERMS](https://www.altium.com/terms)に記載されるAltium 365の利用規約にも同意することになります。お客様がお住まいの地域および/または使用する製品やサービスに応じて、本EULAの一部の条件は修正されたり適用されなかったりする場合があります。特定の規定に対する特定の地域固有の修正は、本のEULAの末尾に記載されています。本EULAの条件に同意しない場合、ライセンス対象物を使用または登録することはできません。ライセンス対象物のライセンスをすでに取得または購入したものの、本EULAの条件に同意せず、かつ当該ライセンスをまだ使用していない場合は、速やかにライセンス対象物を入手先に返品すると、料金(支払い済みの場合)の全額が返金されます。ただし、この払い戻しが可能なのは購入日から90日間のみです。アルティウムはその単独の裁量により、およびお客様に継続的なサービスを提供することを考慮して、修正されたEULAがアルティウムでのWebサイト(複数の場合もあり)に掲載された時点で、本EULAを修正することができます。

アルティウム、およびそのサプライヤーは、本契約に基づいて提供されるライセンス対象物のすべての知的財産権を有します。アルティウムのソフトウェアはライセンス供与されるものであって販売されるものではなく、かつ本EULAの諸条件が厳密に遵守される場合のみ、アルティウムはお客様がソフトウェアおよび知的財産権をダウンロード、インストール、使用、またはその他の方法で利益を得ることを許可します。本ソフトウェアに含まれる、または本ソフトウェアに関連してアクセスされるその他の第三者の資料およびサービスの使用には、係る第三者の他の諸条件が適用される場合があります。

お客様がライセンスを取得したソフトウェアには、製品のアクティブ化および不正な複製を防止するためのその他の技術が使用されている場合があります。そうした技術が無効にしたり、回避を試みたりすることはできません。こうしたアクティブ化のプロセスに従わなかった場合、またはプロセスの回避を試みた場合、ソフトウェアにアクセスできなくなる可能性があります。不正な複製に対する制限を変更または回避することを目的とした当該的操作を行うと、アルティウムがその時点で係る操作を認識していたか否か、または後で発見したかにかかわらず、本EULAは直ちに終了するものとします。係る終了後にお客様が本ソフトウェア、またはその他のライセンス対象物を使用すると、著作権侵害、およびその他の申し立てに対する責任を問われる可能性があります。

本EULAのいずれかの規定が、お客様が居住する法域の法律の下で執行不能、または無効となる場合、当該規定は本契約の他の諸条件に影響を与えたり、係る諸条件を変更したりすることなく、本EULAに準拠しない分離されたものとして扱われます。

第1条. 定義

文脈上他の意味に解釈すべき場合を除き、以下の用語は本EULAにおいて次の意味を持ちます。

- 1.2. 「アルティウム」とはAltium LLCを意味します。
- 1.3. 「バンドル」とは、2つ以上のアルティウム製品が1つのパッケージとして一緒に提供されることを意味します。バンドルとして提供される製品は、その使用、および移転の観点で単一の製品と見なされます。いかなる場合も、お客様はバンドル製品の全部または一部を、当該バンドル製品のライセンスが供与されていないコンピューター、またはローカルエリアネットワーク（以下「LAN」）にインストールすることを許可されないものとします。
- 1.4. 「発効日」とは、該当するライセンス対象物に関する本EULAの開始日であり、お客様がライセンス対象物を入手する日を意味します。
- 1.5. 「お客様」とは、ライセンス対象物のライセンスが供与される個人、または法人を意味します。
- 1.6. 「製品」とは、関連する媒体、印刷物、電子文書など、本EULAに付随する、または本EULAに従って今後提供されるアルティウムのすべてのコンピューターソフトウェアアプリケーション、またはコンピューターハードウェア、ファームウェア、CAD設計、コンポーネント、およびその他の形式のライブラリまたは特別な技術を意味します。製品には、アルティウムのサブスクリプションサービスの一部として、またはお客様が本EULAに従って係るサービスまたは追加機能を購入することを選択した場合は拡張機能として、アルティウムがお客様に提供する可能性のあるソフトウェアの更新、ソフトウェアのバージョンのアップグレード、ソフトウェア構成のアップグレード、アドオンコンポーネント、および/または付録も含まれます。
- 1.7. 「Developer Edition」とは、アルティウム製品向けのアドオン製品をお客様が作成するための Developer Kit が付属するアルティウム製品を意味します。
- 1.8. 「Developer Kit」とは、アルティウム製品の Developer Edition がライセンス供与される際に提供される追加技術を意味します。Developer Kit には、プログラミング関連のソフトウェアインターフェース文書、ソースコードの例、ランタイムライブラリが含まれます。
- 1.9. 「ランタイムライブラリ」は、Developer Kit の一部として提供されるコンパイル済みのソフトウェア開発ライブラリファイルとして定義されます。
- 1.10. 「ファームウェア」とは、ソフトウェアの要素も含むコンピューターハードウェアを意味します。
- 1.11. 「知的財産権」とは、特許、著作権、意匠権（登録済み、または未登録を問わない）、商標（登録商標、またはコモンロー商標を問わない）、マスクワーク、企業秘密、機密情報、およびその他のあらゆる形式の知的財産権を指します。
- 1.12. 「コア」とは、FPGA（フィールドプログラマブルゲートアレイ）、またはASIC（特定用途向け集積回路）に特定のコンポーネント機能を実装するために使用されるロジック、またはデータのブロックを意味します。アルティウムのコアは、事前に合成済みのEDIF形式で提供されます。
- 1.13. 「ライブラリ」は、ライセンス対象物の一部として提供される、または一部の場合は返金不可の拡張機能として個別にライセンス供与される、コンパイル済みのコンピューターソフトウェア開発ライブラリファイルとして定義されます。
- 1.14. 「ライセンス対象物」とは、本契約に基づいてライセンスが付与されてお客様に提供されるコンピューターハードウェア、ファームウェア、ソフトウェア、Developer Kitおよび拡張機能（すべてのバンドル製品、コア、およびライブラリを含むがこれらに限定されない）を指します。ライセンス対象物には、事前に構成されたソフトウェアパッケージ、またはアルティウム、その再販業者もしくはディストリビューターのいずれかによって提供される追加の拡張機能またはその他の機能とともに当該ソフトウェアパッケージが含まれる場合があります。
- 1.15. 「認定ユーザー製品」とは、お客様またはお客様の代理人によって設計、製造、または販売される集積回路で、ライブラリの全部、または一部が組み込まれた、またはライセンス対象物のいずれかを使用して設計されたものを指します。
- 1.16. 「Altium 365サービス」とは、ライセンシーを対象に提供され、かつアルティウムの利用規約に記載されているアルティウムのクラウドベースの共同PCB開発プラットフォームを意味します。
- 1.17. 「許可された使用」とは、以下の第2条、および本契約の他の規定に準拠した、お客様によるライセンス対象物の使用を意味します。Altium Vaultテクノロジーを含むアルティウム製品のライセンスの目的上、この許可された使用には本番環境または開発環境のいずれかが含まれ、それぞれの使用で個別のVaultライセンスが必要になります。お客様が本番環境と開発環境のそれぞれでVaultサーバーを実行している場合は、Vaultの本番環境ライセンスを開発環境で使用したり、その逆を行ったりすることはできません。

- 1.18. 「セキュリティシステム」とは、ライセンス対象物とともに提供されるアルティウム製品が、お客様のライセンス付与の方法に従っている場合にのみ動作可能にし、かつお客様による当該手法の回避を防止するための方法を意味します。
- 1.19. 「仕様」とは、ライセンス対象物についてアルティウムが公開している仕様を指します。
- 1.20. 「インターネットベースのライセンス管理システム」とは、お客様がライセンス対象物をオンデマンドで使用できるようにするために、アルティウムが提供する技術を意味します。
- 1.21. お客様がアルティウム製品の永久ライセンスを購入した場合の「コンチネンタルライセンス権」とは、1つの地理的大陸内の複数の場所で、指定された数のユーザーがライセンス対象物を使用できる権利を意味します。「大陸」とは、北米、南米、ヨーロッパ、アフリカ、および中国を除くアジア太平洋を指します。お客様、またはお客様の関連会社が指定された大陸内の複数の場所でコンチネンタルライセンスを使用する場合、それらすべての場所は該当する発注書、および請求書で指定されている必要があります。
- 1.22. お客様がアルティウム製品の永久ライセンスを購入した場合の「グローバルライセンス権」とは、指定された数のユーザーが世界中の複数の場所でライセンス対象物を使用できる権利を意味します。グローバルライセンス権がお客様、またはお客様の関連会社によって複数の場所で使用される場合、それらすべての場所は該当する発注書、および請求書で指定されている必要があります。
- 1.23. お客様がアルティウム製品の永久ライセンスを購入した場合の「シングルサイトライセンス権」とは、指定された数のユーザーが1つの地理的場所でライセンス対象物を使用するためのオンデマンドライセンスを意味します。シングルサイトライセンス権の目的上、「地理的場所」という用語は半径2分の1マイル (800メートル) 程度の範囲を意味します。
- 1.24. 「一時的な使用」とは、本契約に基づいてお客様にライセンスが付与されていない場所または地理的領域でのライセンス対象物の使用を意味しますが、係る場所でのライセンス対象物の使用には以下が必要です: (a) 一時的、かつ期限付きであること、(b) いかなる場合も、ライセンス対象物の追加の複製が、相手方のコンピューター、またはコンピューターネットワークに作成、またはインストールされないこと、(c) 本契約で許可されている場合を除き、いかなる場合も第三者によるライセンス対象物の継続的な使用が許可されないこと、および (d) いかなる場合も、アルティウムの機密情報、および企業秘密情報を侵害、または開示しないこと。本契約に基づいて許可される一時的な使用とは、たとえば会社の業務でお客様と連携している請負業者の拠点にライセンス対象物を持ち込む目的で、携帯用のコンピューターにライセンス対象物を保存している場合などであり、お客様は請負業者に開示する当該対象物に関する機密保持、およびその他の制約を完全に遵守する義務があります。係る場合、お客様はライセンス対象物を当該請負業者に提示することができますが、いかなる場合も、当該請負業者のコンピューター、またはコンピューターネットワークにライセンス対象物を複製、またはインストールすることはできません。
- 1.24A. 個人ライセンスとは、年間250,000米ドル (または、Altiumが指定する特定の地域、または国ではその他の金額) を超える商業活動収入を挙げていない個人または法人に供与されるライセンスを指します。個人ライセンスは、指定された1人のユーザーが使用できるものであり、他のユーザーと共有することはできません。個人ライセンスは期間限定ライセンスです。個人ライセンスには、本製品およびAltium 365サービスのStandardサブスクリプションと同じ権利が含まれます。個人ライセンスは、新規ユーザーまたは現在のサブスクリプションが有効期限切れになった既存の適格なユーザーが購入できます。Altiumは、ユーザーが個人ライセンスの取得に適格かどうかを判断するための文書を要求する権利を留保します。個人ライセンスの詳細については、<https://altium.com/jp/altium-designer/licensing/individual>をご覧ください。
- 1.25. 「アカデミックライセンス」は教育機関に供与されるライセンスであり、パートタイム、またはフルタイムの指導者 (教職員) の場合は、一般課程でソフトウェア管理、指導、および非営利の学術研究にのみ製品を使用することが許可されます。商業目的、または営利目的での製品の使用、または政府機関、もしくは非営利の非教育機関を支援する目的での使用は、係る使用の一部が非営利であっても明示的に禁止されます。
- 1.26. 「学生向けライセンス」とは登録された学生のみを対象とするライセンスで、(a) 期間限定の6か月更新が可能で、(b) 教育機関の有効なURLを使用して注文、または更新され、かつ (c) 学生が在籍する課程、および研究の要件を満たすためにのみ使用されます。商業目的、または営利目的での製品の使用、または政府機関、もしくは非営利の非教育機関を支援する目的での使用は、係る使用の一部が非営利であっても明示的に禁止されます。
- 1.27. 「期限付きライセンス」とは、上記のライセンスのうち期限付きで購入されたものです。一部のアルティウム製品または製品の機能は、期間付きライセンスでのみ提供されます。すべての期間付きライセンスは払い戻し不可です。期間付きライセンスは、お客様が追加の期間を設定して更新することができます。
- 1.28. 「拡張機能」とは、アルティウムからお客様にライセンス供与される追加のソフトウェア、または機能として定義され、一部の 경우에는、設計機能の追加レイヤー、またはライブラリなど、お客様がライセンス許与されたあらゆるアルティウム製品の機能を拡張するためのアルティウムのサブスクリプションの一部として提供されます。拡張機能のライセンスはすべて上記で定義されている期限付きライセンスであり、払い戻しはできません。

- 1.29. 「アプリ内購入」とは、製品自体で利用可能な選択、および支払いのメカニズムを備えたアルティウム製品の拡張機能のライセンスを購入できる選択肢を意味します。
- 1.30. 「評価版ライセンス」とは、商用ライセンスの製品の購入を評価するために見込み顧客に提供される、アルティウムのソフトウェア製品のいずれかの期限付きライセンスを意味します。お客様は評価版ライセンスの使用について、お客様の所在地、ソフトウェアへのアクセス頻度、ソフトウェアの使用時間、または製品内で使用している機能など、お客様による製品の使用についての情報をアルティウムが収集することに同意するものとします。
- 1.31. 「サブスクリプションサービス」とは、永久ライセンスを購入したライセンシーを対象とするアルティウムの有料メンテナンスサービスを意味し、ライセンス対象物のアップグレード、更新、エラー修正、およびその他のサポートが提供されます。
- 1.32. お客様がAltiflexライセンスを購入した場合の「アカウント」とは、メールアドレスで指定され、Altiflex製品を利用するためにお客様が支払いを行ったアルティウム製品のすべての指名ユーザーを意味します。アカウントは、個人、中小企業、または多国籍企業向けなどになります。
- 1.33. お客様が、Standard、またはProとして提供される期限付きプランでアルティウム製品のライセンスを購入した場合、提供される機能、および/または特典はそれらのプランによって異なります。
- 1.34. お客様がアルティウム製品のライセンスを期限付きAltiflexで購入した場合、それはアカウントベースの購入を意味し、各アカウントではライセンスが付与される製品、それらの製品のライセンスが付与されるプラン、および製品へのアクセスが許可される指名ユーザーを選択する必要があります。アカウント内のすべてのユーザーは、選択されたプランを使用する必要があります。また、1つのアカウント内で複数のプランを使用することはできません。ただし、アカウント内のユーザーは世界中のどこにいてもかまいません。

第2条. ライセンスの所有と付与

- 2.1. ライセンス対象物は、お客様にそのライセンスが付与されるものであり、販売されるものではありません。ライセンス対象物は、アルティウム、および/またはそのライセンサーによって独占所有され、適用されるすべての知的財産権および契約法によって保護されます。本EULAに同意することにより、お客様はライセンス対象物についてのすべての知的財産権が、アルティウム、および/またはそのライセンサーによって現在も将来も独占所有されることに同意するものとします。本EULAでお客様に明示的に付与された、または法律で定められているライセンス、および権利を除き、本EULAに含まれるいかなる規定も暗示、禁反言、またはその他の方法でお客様に所有権、ライセンス、またはその他の権利が付与されると解釈されるものではありません。
- 2.2. お客様が製品の永久ライセンスを購入し、該当するライセンス料を支払った場合、アルティウムは本契約に基づいて以下を行うための非独占的、かつ譲渡不能なライセンスをお客様に付与します。
 - 2.2.1. お客様がライセンスを取得した地理的範囲、およびユーザー数に従って、認定ユーザー製品の設計、シミュレーション、実装、および/または製造のみを目的としてライセンス対象物を使用すること。
 - 2.2.2. ライセンス対象物から認定ユーザー製品を開発、構築、使用、販売、またはその他の方法で配布すること、またはお客様の裁量により、ライブラリの全部、または一部をお客様の顧客に組み込むこと。
- 2.3. Altiflexライセンスを購入して該当するライセンス料を支払った場合は、以下となります。
 - 2.3.1. 個別のメールアドレスで指定される、お客様のアカウント内の指名ユーザーは、お客様が購入した期間中にライセンス対象物にアクセスできるようになります。最小期間は1か月です。
 - 2.3.2. すべての指名ユーザーは、お客様が選択したプランでのみライセンス対象物にアクセスできます。すべてのユーザーがライセンス対象物の使用に関連して適切な機密保持要件の対象となる限り、指名ユーザーは従業員、または請負業者にすることができます。
 - 2.3.3. 一部の製品にはさまざまな機能のレベルがあり、お客様は購入したレベルを対象の文書で指定します。製品には、特定のプランでしか使用できないものもあります。
 - 2.3.4. アカウントは、アカウント管理者が指名ユーザーをさまざまなレベルで管理できるように設定することができます。管理者は、ライセンス対象物へのアクセスについて追加承認の必要なしに、すべてまたは指定された指名ユーザーのみを事前に承認することができます。管理者は、指名ユーザーが製品へのアクセスを希望する場合に、そのリクエストの時点での承認、または拒否の通知を要求することもできます。
 - 2.3.5. Altiflexプログラムでは、すべての製品、およびライセンス対象物の最新バージョン、およびアルティウムが継続してサポートしている以前のあらゆるバージョンにアクセスできます。

- 2.3.6. アカウントで選択された製品 (複数可) とプランの組み合わせにより、ライセンスが付与された製品にアクセスするための指名ユーザーあたりの月額料金が決定されます。アカウントの月額料金は、指名ユーザーあたりの料金に、製品を使用するための支払いが行われた指名ユーザーの数を乗じて算出されます。料金は実際の使用でなく、アクセスに応じて発生します。アカウントには、新しいライセンスまたは契約を交渉する必要なしに、いつでも製品、または指名ユーザーを追加することができます。追加された製品または指名ユーザーは、次の請求サイクルの対象となります。お客様が1年以上のAltiflexライセンスで製品を購入して料金を支払った場合、アルティウムは当該期間に追加された製品、または指名ユーザーに対する料金を適切に日割り計算するものとします。
- 2.3.7. お客様が以前にAltium製品の永久ライセンスまたは期限付きライセンスを購入したものの、Altiflexプログラムに係るライセンスを指名ユーザーライセンスに変更したい場合は、以前のライセンスが終了され、お客様が購を選択した製品、およびプランに対して新しいライセンスが付与されます。特定のアカウント内のすべてのライセンスは、指名ユーザーライセンスにする必要があります。つまり、アカウント内で以前の永久ライセンス、または期間限定ライセンスと指名ユーザーライセンスを混在させることはできません。お客様がAltiflexプログラムで製品のライセンスが不要だと後で判断した場合は、以前にライセンスが非アクティブ化されたときの製品のバージョン番号で、当該ライセンスの最初の取得時に使用した以前のライセンスモデルにライセンスを再アクティブ化するようにアルティウムに依頼することができます。この再アクティブ化が完了すると、お客様が新しいサブスクリプションサービスを購入した場合に限り、製品の更新、アップグレード、およびバグ修正が提供されるようになります。
- 2.4. アルティウムは、実験的なテスト、および評価用のコード (アルファ版、またはベータ版のいずれか、総称して「ベータコード」) が含まれる特定のソフトウェアを特定のエンドユーザーに提供することがあります。アルティウムは、ユーザーがベータコードに関するフィードバックをアルティウムに提出できる「オープンベータ」も用意しています。このベータコードは、個別の契約に従って限られたエンドユーザーのみに提供される場合もあれば、「オープンベータ」アプローチの下ですべてのエンドユーザーに提供される場合もあります。以下の規定は、いずれかのアプローチでのベータコードの使用に適用されるものとします。
- 2.4.1. ベータコードは、アルティウムが指定する限定期間中に、ベータコードを無償でテストおよび評価するための実験的使用向けの一時的で譲渡不可な非独占ライセンスで、「現状有姿」のベータテスターとしてお客様に提供されます。お客様は、ベータコードがまだ実験段階のものであり、本番目的で使用されるものではないことを理解し、これに同意するものとします。いかなる場合も、アルティウムはどんな形式のベータコードも商用目的で提供する義務を負いません。お客様がアルティウムのためにベータコードのベータテスターを務める場合、お客様はアルティウムが指定する条件で、かつ報酬なしで、ベータコードを評価およびテストし、お客様によるベータコードの使用のさまざまな側面に関する情報をアルティウムが収集するのを許可することに同意します。また、お客様はアルティウムと定期的に連絡を取り、ベータコードの不具合や改善案について報告または議論することにも同意します。さらにお客様は、評価とテストが完了した後、ベータコードの長所と短所、推奨される改善案など、ベータコードについての評価をまとめた書面によるレポートをアルティウムに速やかに提出することにも同意します。
- 2.4.2. お客様はベータコードを秘密に取り扱い、ベータコード (そこで利用される方法、および概念を含む) へのアクセスを、お客様の所在地およびベータテストの実施に向けてアルティウムによって許可された人物のみに制限することに同意します。お客様は、本EULAの期間中または終了後にアルティウムが考案、または実施する書面による評価、すべての発明、製品の改良、修正、または開発 (お客様の評価およびフィードバックに部分的または全体的に基づくものを含む)、およびベータコードに関するお客様の提出物が、アルティウムの独占的財産になることに同意します。
- 2.5. 本EULAでは、拠点 (複数可) でのお客様のライセンスに従って、アルティウムからライセンス対象物のライセンスが付与されたユーザー数に対して、ライセンス対象物をインストールして使用する権利がお客様に付与されます。上記にかかわらず、お客様がいつでも使用できる数を超えるライセンス対象物の複製が使用されない限り、アルティウムはお客様によるライセンス対象物の一時的な使用を許可します。お客様が使用を拡張もしくは延長すること、または異なる製品もしくは係る製品内の機能に移行することを希望する場合、お客様は係る使用の拡張または延長に先立ってアルティウムに通知し、かつ該当するライセンス対象物のライセンス、および支払いについて手続きするものとします。

- 2.5.1. 本契約で明示的に許可されていない限り、お客様はいかなる場合も以下のことができないものとします: (a) お客様の関連会社、子会社、もしくは部門、異なる地理的場所にあるお客様の会社の一部、または第三者に、すべての使用に対して適切なライセンスを取得していない限り、ライセンス対象物のあらゆる部分の複製、使用、または係る部分へのアクセスを許可すること（上記にかかわらず、上記の2.3項に定められるように、お客様はライセンス対象物を一時的に使用することができます）、(b) アクセス、または使用が本EULAの条件（ユーザー数の制限を含むがこれに限定されない）に違反しない正当なビジネス目的の遂行における、お客様による一時的な使用に関連する場合を除き、第三者にライセンス対象物のあらゆる部分へのアクセス、または当該対象物の使用を許可すること、(c) お客様の他の関連会社、子会社、もしくは部門、または第三者が使用するためにライセンス対象物の複製を作成すること、(d) 無制限の数のユーザーがライセンス対象物にアクセスして使用することを許可するライセンスについてアルティウムに交渉した場合を除いて、一時的な使用を含め、許可された数を超えるユーザーがライセンス対象物にいつでもアクセスして使用できるようにすること、(e) お客様のライセンスの地理的範囲の対象でない人物に、「フローティング」、またはその他に基づいてライセンス対象物の使用を許可すること、または (f) 許可された使用に従わない方法でライセンス対象物を使用すること。
- 2.5.2. お客様が購入した製品のライセンスごとに、お客様はいつでもその複製を1つのみインストールして使用することができます。この複製を使用できるのはお客様のみです。ただし、お客様が1台のコンピューターで使用するためにライセンス対象物のライセンスを取得した場合、お客様は (a) 本契約で付与されたライセンスに関連し、かつ当該ライセンスに準拠する使用のみを目的として、ライセンス対象物の2つめの複製を2台目のコンピューターにインストールすることが可能で、(b) ライセンス対象物の元の複製のバックアップとアーカイブ用の複製を作成し、係る複製が紛失、破損、または他人による使用、または占有以外の方法で使用できなくなった場合にのみインストール、および使用することができるものとします。
- 2.5.3. 本EULAでは、お客様が請負業者として雇用した人物が、お客様の従業員と同様にライセンス対象物を使用することがお客様によって許可されます（係る請負業者が、アルティウムの機密情報も対象とする適切な形式の機密保持契約をお客様と締結している場合に限る）。お客様は、ライセンス対象物にアクセスできる、および/またはライセンス対象物を使用できるユーザー数が、従業員または請負業者を問わず、ライセンス対象物に対してライセンスが付与された人数を超えることを許可できないものとします。お客様は、過剰なユーザーにライセンス対象物の使用を許可するかどうかにかかわらず、本契約に基づいてライセンスが付与された範囲を超えた使用が、本EULAだけでなく国内および国際的な著作権法の違反となり、本EULAに従って、アルティウムがその時点で係る違反を認識していたか否か、または後で発見したかにかかわらず、本契約が直ちに終了となることを理解し、これに同意します。
- 2.5.4. お客様はその時点で適用される料金としてアルティウムに追加のライセンス料を支払うことで、ライセンス対象物の使用が許可されるユーザーの数をいつでも増やすことができます。ただし、追加のライセンス料を支払う前に、追加するユーザーがライセンス対象物にアクセスしたりライセンス対象物を使用したりしないことを条件とします。

第3条. 使用、開示に関するその他の制約、顧客データ、第三者のライセンス権

- 3.1. お客様にはいかなる場合も、ライセンス対象物を独立した製品として販売、ライセンス供与、またはその他の方法で商品化することが許可されないものとします。ライブラリは、認定ユーザー製品にのみ組み込むことができます。
- 3.2. お客様はいかなる場合も、アルティウムの書面による事前の同意なしに、ライセンス対象物、またはそのどの部分も開示、移転、譲渡、公開、配布、サービスビューローでの提供、貸与、リース、またはその他の方法で他の個人、または組織が使用できるようにしてはならないものとします。
- 3.3. 現地の法律で制限されている場合を除き、お客様はいかなる場合も、ライセンス対象物、またはその一部を、不正な複製、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、変更、または人間が認識できる形式への縮小、もしくは人間が認識できる形式での第三者への開示を行えないことを理解し、これに同意します。お客様は、どのような回避のためのメカニズム（あらゆる仮想の方法、またはまだ考案されていない方法を含むがこれらに限定されない）にかかわらず、製品に付属するアルティウムセキュリティシステムによる使用制限を回避するために、ライセンス対象物とともに提供される当該アルティウム製品を変更することはできません。

- 3.4. アルティウムの書面による事前の許可なしに、お客様が他者（お客様の関連会社、子会社、または部門（ライセンス対象物の使用が許可されるようにライセンスが付与されている場合を除く）、または第三者を含むがこれらに限定されない）に対して、いずれのライセンス対象物も提供、開示、またはその他の方法で使用可能にすることはできません。ただし、認定ユーザー製品の製造に使用する場合のみ、お客様はデバイスプログラミングファイル、すなわちビットストリームファイル、またはPROMファイルを事前の承認なしに第三者に提供することができます。お客様がライセンス対象物のインストール、実装、またはその他の使用に関連してお客様をサポートする請負業者を雇用、または利用する場合、お客様はまず当該請負業者がアルティウムの直接の競合他社に雇用されていない、または関与していないことを確認し、係る請負業者が当該競合他社に雇用されている、または関与している場合、お客様はいかなる場合も当該請負業者にライセンス対象物へのアクセスを許可しないものとします。係る請負業者がアルティウムの直接の競合他社に雇用されていない、または関与していない場合、お客様は当該請負業者と、本EULAの機密保持、およびその他の規定と矛盾がない方法で、ライセンス対象物を保護する適切な機密保持契約を締結するものとします。
- 3.5. お客様は、第三者に属するコンピューターソフトウェア、および知的財産がライセンス対象物に含まれる、またはライセンス対象物がオープンソースライセンスの下で提供される場合があり、係るコンピューターソフトウェアの使用が開発環境、および本番環境のみを目的としていることを理解し、これに同意します。場合によっては、アルティウムの製品、またはサービスと連携して動作する第三者の製品のライセンスを個別に取得する必要があります。お客様は、本EULAに違反する、または第三者の権利を侵害するライセンス対象物のお客様による使用に関連する第三者の申し立て、および申し立てに付随する損害（弁護士、および専門家の費用を含むがこれらに限定されない）に対して、アルティウム、およびその役員、取締役、従業員、再販業者、ディストリビューター、および代理人を補償、防御し、かつ無害に保つことに同意します。
- 3.6. お客様が以下の1つ以上の用途に関連してライセンス対象物を使用する場合、ライセンス対象物の設計に関するアルティウムの過失が申し立てで主張されている場合も、お客様は直接的、または間接的を問わず、故意でない、または不正な使用に関連するあらゆる人身傷害、死亡、またはその他の損害に起因するすべての申し立て、費用、損害、経費、および合理的な弁護士費用に対して、アルティウム、およびその役員、従業員、子会社、関連会社、およびディストリビューターを補償、防御し、かつ無害に保つものとします：兵器、兵器システム、核施設、大量輸送手段、航空、生命維持コンピューターまたは機器（蘇生機器、および外科用インプラントを含む）、汚染防止、有害物質管理の運用、または認定ユーザー製品の不具合によって人身傷害、または死亡が発生する状況になる可能性があるその他の用途。
- 3.7. 本契約期間中、アルティウムは、お客様がアルティウムからの書面による要請を受け取ってから30日以内に、本EULAの条件、およびそのライセンス対象物のライセンス取得方法に準じたライセンス対象物の使用を裏付ける十分な書類、および証明書を提出することを求める権利を有するものとします。
- 3.8. お客様は、アルティウムのライセンス対象物が米国の輸出管轄権の管理下にあることを了承するものとします。お客様は、アルティウムのライセンス対象物に適用されるすべての国際法、および国内法（米国輸出管理規則（「EAR」）、米国財務省外国資産管理室（「OFAC」）による制裁、米国、および外国の政府によって適用されるエンドユーザー、最終用途、および輸出先に関する制約を含むがこれらに限定されない）を遵守することに同意します。
- 3.9. お客様は、お客様の所在地にかかわらず、お客様のデータに適用される米国のすべての輸出管理法規制（EAR、および国際武器取引規則（「ITAR」）を含むがこれらに限定されない）を遵守することに同意するものとします。お客様は、Altium 365にアップロードされるあらゆるデータの管轄と分類を確定し、必要なすべての輸出許可または再輸出許可を取得して、かつ法的に許可された人物のみがデータにアクセスできるようにするためのコンプライアンス措置を実装することに全責任を負います。
- 3.10. お客様はアルティウムに対し、米国、および国際的な輸出規制および制裁の制度に反してライセンス対象物を再輸出しないことを表明し、保証するものとします。お客様は、米国の輸出規制および制裁に関する法律に対して違反が疑われる、または実際に違反した場合、ただちにアルティウムに通知することに同意するものとします。
- 3.11. お客様は、アルティウムのライセンス対象物の使用にともなって発生するすべての行為について全責任を負います。お客様は、クリミア、キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、もしくは米国、および/またはEUが禁輸措置を設けているその他の国（総称して「禁輸対象国」）に、またはOFACの特別指定国民リスト、BISの事業者リスト、または米国の法律もしくはその他の適用法で禁止されている関係者の他の同様のリスト（「指定人物」）に掲載されている個人、または組織に対して、アルティウムのライセンス対象物を使用、移転、またはその他の方法で輸出もしくは再輸出しないものとします。取引禁止顧客リストは、予告なしに変更されることがあります。アルティウムのライセンス対象物を使用することにより、お客様は禁輸対象国に所在していないこと、その管理下でないこと、その国籍を持たないこと、もしくはその居住者でないこと、または指定人物ではないことを表明し、保証するものとします。お客様は、アルティウムのライセンス対象物を再輸出する場合、米国の輸出、および制裁に関する法律を確実に遵守するために必要な輸出許可を取得することに同意します。

- 3.12. お客様は、アルティウムがさまざまな国に従業員を抱え、かつ係る国でサービスまたはサポートを提供する多国籍企業であることを確認し、これを理解するものとします。お客様は、輸出許可またはその他の類似する要件の対象となるデータ（ITARが管理する技術データ、EARの対象となる技術、契約上または国家安全保障上の理由で管理されるデータ、または輸出、再輸出、もしくは移転の許可を必要とするその他のデータ、技術、もしくはソフトウェア、または適用法の下でアルティウムに提供されないその他のデータを含むがこれらに限定されない）へのアクセス権を、当該データが受領される可能性があるというアルティウムへの事前の書面による通知、およびアルティウムからの書面による明示的な確認なしに、アルティウムに送信、移転、公開、またはその他の方法で提供することはできません。お客様は、技術、ソフトウェア、またはデータへのアクセスに関する法律を含むすべての適用法に従って、アルティウムの製品、およびサービスを使用することを表明し、保証します。お客様は適用法に従って、お客様のデータを保護することに全責任を負います。お客様のデータの公開、移転、保存、またはデータへのアクセス提供の結果として法律への違反が発生した場合、お客様は速やかにアルティウムに通知し、アルティウムを補償して無害に保つことに同意するものとします。
- 3.13. お客様は、アルティウムに提供されたデータ（Altium 365サービスに保存されるデータを含むがこれに限定されない）がアルティウムの記録に保持され、アルティウムのネットワークバックアップに無期限でアーカイブされる場合があることを確認し、これに同意するものとします。

第4条. 知的財産権

お客様は、ライセンス対象物のすべての知的財産権がアルティウム、またはそのライセンサーによって現在も将来も独占所有されることに同意するものとします。本EULAに含まれるどの規定も、本EULAでお客様に明示的に付与されるライセンス、および権利を除き、暗示、禁反言、またはその他の方法でお客様に所有権、ライセンス、またはその他の権利が付与されると解釈されるものではありません。認定ユーザー製品内にライブラリを使用することで、係るライブラリ、またはその派生物に対する所有権、またはその他の権利がお客様に付与されることはありません。

第5条. 守秘義務

お客様は、本EULAに基づいてアルティウム、その再販業者、またはディストリビューターからお客様に提供されたライセンス対象物およびその他すべての情報がお客様によって秘密として取り扱われ、本EULAで許可される場合を除いて開示されないことを確認し、これに同意するものとします。お客様は、ライセンス対象物がアルティウム、および/または第三者の企業秘密および専有情報を構成することを確認し、これに同意するものとします。お客様は、お客様の従業員、またはアルティウムの直接の競合他社のために仕事をしておらず、かつライセンス対象物に対してアルティウムが保有する知的財産権を保護するに足る機密保持契約をお客様と締結しているコンサルタント/独立請負業者のみが、ライセンス対象物を利用できるようにすることに同意するものとします。お客様は、アルティウムのライセンス対象物の機密性を確保するために十分な、かつ、いかなる場合も半導体またはEDA業界で類似の材料に対して一般的に使用されている保護基準を下回らない保護手段を講じることに同意するものとします。

第6条. オンラインサービス

- 6.1. ライセンス対象物では、アルティウム、または商品もしくはサービスを提供する他者によって維持されるWebサイト（以下「オンラインサービス」）へのお客様のアクセスが必要になる、または促進される場合があります。係るWebサイト、またはオンラインサービスへのアクセス、およびそれらの使用は、当該Webサイトに記載されている、または当該オンラインサービスに関連する諸条件および免責事項に完全に準拠するものとします。アルティウムはいつでもその単独の裁量により、係るWebサイト、またはオンラインサービスの可用性を排除、変更、または修正することができます。
- 6.2. アルティウムは、自社のWebサイトに第三者が提供するWebサイトへの参照、またはリンクを掲載している場合でも、当該Webサイト、またはオンラインサービスに関連する責任または義務を管理、承認、または承諾しません。係るWebサイト、またはオンラインサービスへのアクセス、またはそれらの使用に関連するお客様と第三者との間のやり取り、またはその他の取引（引き渡し条件、および支払い条件を含むがこれらに限定されない）は、お客様と当該第三者との間でのみ行われるものとします。アルティウムはいかなる場合も、係る第三者のWebサイト、またはオンラインサービスのプロバイダーによる適用法の遵守についての不履行、瑕疵、または欠陥について、お客様に対して責任を負わないものとします。
- 6.3. 別途署名される書面の契約でアルティウムが明示的に合意する場合を除き、お客様は第三者のWebサイト、またはオンラインサービスへのアクセス、またはそれらの使用がお客様の完全な自己責任であり、以下の第10条および第11条に定められる制限の対象となることを理解し、これに同意するものとします。
- 6.4. インターネットベースのライセンス管理システム。お客様がアルティウムからオンデマンドでライセンス対象物のライセンスを取得しており、アルティウムのインターネットベースのライセンス管理システムを介して当該ライセンス対象物にアクセスする場合、お客様は本契約のいかなる規定も、係るインターネットベースのライセンス管理システムがいつでも利用可能であるという保証を構成するものではなく、かつ当該インターネットベースのライセンス管理システムが、メンテナンス、エラー修正、またはその他の理由によりアクセスできない場合があることを理解し、これに同意するものとします。

第7条. アプリ内購入

特定のアルティウム製品には、当該製品の拡張機能に対する期限付きライセンスの「アプリ内」購入を可能にする機能が搭載されています。こうしたライセンス購入を行うには、お客様がアカウントを作成し、該当する個人情報および支払い方法の情報を登録する必要があります。このライセンスのアプリ内購入について当該製品で手順を実施することで、係る拡張機能がお客様によって使用される期間中、お客様は当該購入に関連するすべての料金（払い戻し不可）を支払うことに同意するものとします。係る期限付きライセンスの期間を延長する場合は、その時点で最新のライセンスが期限切れになる前に、当該ライセンスについて追加のアプリ内購入を行う必要があります。お客様がこれを怠った場合、拡張機能の期限付きライセンスは終了し、お客様が後で当該ライセンスを再購入しない限り、係る拡張機能は利用できなくなるものとします。アルティウムは、アプリ内購入でお客様から提供された個人を特定できる情報を、www.altium.com、www.circuitmaker.com、www.circuitstudio.comの各Webサイトに掲載されているプライバシーポリシーに従って保持します。アプリ内購入に加え、拡張機能のライセンスはこれらのWebサイトでも購入できます。

第8条. 期間、および終了

本EULAは発効日に開始し、(a) ライセンス対象物に対するお客様のライセンスが期限付きの場合はその期間、または (b) お客様のライセンスが永久の場合は解除されるまで有効です。期限付きライセンスは、本契約でお客様に付与された他のライセンスを終了させることなく期限切れになるか、または解除することができます。お客様は、ライセンス対象物、およびその複製をすべて破棄することで、いつでも本EULAを解除することができます。ライセンス対象物に対するお客様のライセンスが期限付きか永久かにかかわらず、お客様が本EULAの重要な規定に違反した場合、本EULAはアルティウムからの通知なしに直ちに解除されます。ただし、当該解除に先立って発生した支払い義務が支払い期限に達して未払いの場合はこの限りではありません。本EULAが終了すると、本契約で明示的に規定されている場合を除き、本契約に基づいて付与されたライセンス、権利、特約、および本契約に基づいて発生した義務は消滅し、お客様はすべての複製、および関連文書を含み、ライセンス対象物を破棄するものとします。その性質上、本EULAの終了後も存続するすべての条項の規定は存続するものとし、お客様はそれに従って履行する義務を負うものとします。

第9条. 政府による使用

ライセンス対象物は、アルティウムの費用負担で独占的に開発された商用コンピューターソフトウェアを含みます。よって、連邦調達規制 (FAR) 第12.212条、および国防連邦調達規則補遺第227.7202条に従い、米国政府による、あるいは米国政府に対する、ライセンス対象物の使用、複製、および開示は、本EULAに定める制約に従うものとします。製造業者は、Altium LLC (所在地: 4225 Executive Square, Suite 700, La Jolla CA 92037, United States) です。

第10条. 限定的保証、および免責事項

一部の法域では、特定の保証の排除を許可、または制限していません。そのため、お客様が当該法域に所在している場合、本契約の保証の排除の一部がお客様に適用されない場合があります。ライセンス対象物、サブスクリプションサービス、およびホスト型サービスは、明示、黙示、または法定を問わず、いかなる種類の保証（非侵害、商品性、または特定目的への適合性に関する実際、または黙示の保証を含むがこれらに限定されない）もなく、本契約に基づいて「現状有姿」で提供されます。お客様がライセンス対象物、またはホストサービスを受領してから最初の90日間に仕様通りに動作しなかった場合のアルティウムの唯一の責任、およびお客様の排他的救済は、欠陥の修正、もしくは交換に限定されるか、またはアルティウムがどちらも商業的に実現可能でないと判断した場合は本EULAが終了となり、かつ該当するライセンス対象物に関してアルティウムがお客様から受領したライセンス料が返金されます。当該90日間の経過後にライセンス対象物が仕様通りに動作しなくなった場合、アルティウムはそれに関連する交換、または返金の義務を負わないものとします。アルティウムは、ライセンス対象物、もしくはホスト型サービスに含まれる機能がお客様の要件を満たすこと、またはライセンス対象物もしくはホスト型サービスの操作が中断されないこと、もしくは欠陥がないこと、またはライセンス対象物もしくはホスト型サービスの欠陥が修正されることを保証しないものとします。さらにアルティウムは、お客様によるライセンス対象物、またはホスト型サービスの使用または使用の結果に関して、正確性、的確性、信頼性、またはその他の観点から、いかなる保証も表明も行いません。ライセンス対象物のどの部分も、お客様がインターネットを介して入手するのではなく、アルティウムによってお客様に配送される場合、係る配送はFOB（本船渡し）となり、お客様は一般運送業者によるお客様への配送時に関連する損失のリスクをすべて負うものとします。

第11条. 責任と補償の制限

一部の法域では、ベンダー、またはサービスプロバイダーによる責任の排除、または制限が許可されていません。係る排除、または制限がお客様が所在する法域で禁止されている範囲で、以下に定める排除、または制限の一部がお客様に適用されない場合があります。本EULA、表明、および声明に生じうるアルティウムの契約上の義務の違反、本EULAに基づいて、または関連して生じる過失、または意図的な行為を含む不法行為、または不作為（総称して「債務不履行」）に関するアルティウム、およびそれに貢献する部品製造業者の全責任は、該当するライセンス対象物の対価としてお客様が過去12か月間にアルティウムに支払った料金の合計に等しい金額の損害賠償に限定されるものとします。上記にかかわらず、データ、利益、営業権の損失、またはあらゆる種類の特別、間接的、懲罰的、または結果的な損害（第三者による訴訟の結果としてお客様が被った損失、または損害を含む）に対する債務不履行に関して、係る損害が合理的に予見可能であった場合も、またはお客様が当該損害を被る可能性についてアルティウムが知らされていた場合も、かつ係る債務不履行が契約、不法行為、法定、またはその他の法律に基づいているとされているかどうかに関係なく、アルティウムはお客様に対して責任を負わないものとします。この制限は、本契約の限定的な救済の本質的な目的が達成されない場合でも、法律で許可されている範囲で適用されるものとします。本条のいかなる定めも、法的に与えられることのない権利、または救済策をお客様に与えるものではありません。お客様は、本契約で規定されている場合を除き、ライセンス対象物の使用によってもたらされる収益性、またはその他の結果、もしくはメリットに関して、アルティウムがお客様、またはお客様の代理人に対していかなる約束、表明、保証、または請負も行っていないことを確認するものとします。お客様は自身のスキルと判断で、ライセンス対象物を取得します。お客様がライセンスを取得した製品の使用、または応用が第三者による法的要求という結果になった場合、お客様はアルティウム、およびそれに貢献する部品製造業者を補償、防御、および無害に保つことに同意するものとします。係る第三者の申し立てが発生した場合、アルティウムは速やかにお客様に通知し、お客様の費用負担でその防御においてお客様と合理的に協力するものとします。当該第三者の申し立てが発生した場合、アルティウムは自身の弁護士を雇うことを選択できるものの、それは義務ではありません。本EULAのいかなる規定も、ライセンス対象物がライセンス許諾されている法域の法律に基づくアルティウムの責任を除外、制限、または修正することを意図するものではありません。2010年競争消費者法、または同様の法律など、本契約に定められる責任の制限のあらゆる部分は法律によって禁止、制限、または修正されます。

第12条. 第三者受益者

お客様は、ライセンス対象物、および関連文書の一部が第三者からアルティウムにライセンス供与されている可能性があること、および当該第三者が本EULAの規定の意図された第三者受益者であることを理解するものとします。

第13条. 譲渡

本契約に別段の定めがある場合を除き、アルティウムの事前の書面による同意、およびその時点での譲渡手数料の支払いなしに、かつ、移転、または譲渡が法の運用、合併の合意、資産の売却、もしくはその他であるかどうかにかかわらず、本EULA、または本契約の規定もしくは本契約の一部のいずれも、お客様、または法の運用もしくはその他の方法によって移転、または譲渡することはできません。アルティウムは、アルティウムの関連会社、もしくは子会社、Altium LLCのすべて、もしくは実質的にすべての資産を取得する会社、またはその最終親会社に、本契約に基づきいかなる権利、または義務も譲渡、移転、または委任することができます。

第14条. 準拠法

本EULAは、法の抵触、または法の選択の原則もしくは決定を排除して、米国カリフォルニア州法に準拠するものとします。ただし、ライセンス対象物が欧州連合（「EU」）、または英国で取得された場合、本EULAは法の抵触または法の選択の原則もしくは決定を排除して、英国の法律に準拠するものとします。本EULAのいかなる規定も、関連する国内法、および該当する場合は関連する欧州共同体理事會指令を執行する欧州連合加盟国の法律の下で制限または排除することが違法であるように、いずれかの当事者（該当する場合）の権利、または義務を制限または排除すると解釈されるものではありません。両当事者は、本EULAに関連する国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用を明確に否認するものとします。

第15条. データ処理、およびプライバシー

アルティウムは、プライバシーの権利ならびに個人を特定できるデータの処理、および管理に関する国内法、および国際法を遵守します。アルティウムのデータ処理、およびプライバシーポリシーについては、www.altium.com、およびアルティウムのその他のWebサイトをご参照ください。本EULAに同意することにより、お客様は適用されるプライバシーポリシー、またはアルティウムのその他の利用規約にも同意することになります。

第16条. 一般条項

- 16.1. 管轄裁判所が本EULAのいずれかの規定、または本EULAの一部が何らかの理由で違法、禁止、無効、または執行不能と判断した場合、本EULAの当該規定は、両当事者の意図が実現されるよう、許容される最大限の範囲で置き換えられ、かつ本EULAの残りの部分は引き続き効力を有するものとします。
- 16.2. 本契約に別段の定めがある場合を除き、各条項の参照は本EULAに含まれるものを指します。見出しは単に便宜上のものであり、本EULAの構成には影響しません。
- 16.3. 文脈上、他の意味に解釈すべき場合を除き、単数形の単語には複数形の意味も含まれ、男性形の単語には女性形の意味も含まれ、個人を意味する単語には企業の意味も含まれ、かつそれらの逆も同様であるものとします。
- 16.4. 本契約に基づく権限、権利、または権益の行使におけるいずれかの当事者の不履行、または遅延は本契約の放棄とみなされず、係る権限、権利、または権益の単一の、または部分的な行使は、本契約または権限、権利、もしくは権益のその他、または更なる行使を排除するものではありません。
- 16.5. 本EULAには、本契約の主題に関する両当事者間の完全な合意、および理解が含まれており、口頭または書面を問わず、以前のすべての合意、理解、および表明に優先するものとします。本EULAの諸条件は、お客様の利用規約、または購入手続きにおいてお客様から提供されたその他の文書を問わず、該当する取引に関連する他の文書の諸条件によって変更、削除したり、置き換えたりすることはできません。お客様は、アルティウムとの相互の書面による合意なしに、本EULAの条件を変更することはできません。
- 16.6. 一部のライセンス対象物には、当該ライセンス対象物の不正使用、および/または複製の検出、ならびにアルティウムへのそれらの報告を可能にするコンピューターソフトウェアが組み込まれています。お客様はこうした報告に関連して、アルティウムがライセンス対象物の権利を保護できるよう、名前、および電子メールアドレスなどの特定の個人識別情報が収集される可能性があることを理解し、これに同意するものとします。
- 16.7. お客様が本EULA、もしくはその一部に違反した場合、および/または本契約に関連して必要な支払いをアルティウムに対して行わなかった場合、お客様はアルティウムに生じたあらゆる損害に加え、お客様に対する申し立てまたは訴訟に関連して発生した合理的な弁護士および専門家の費用、ならびに経費を負担する責任があることを理解し、これに同意するものとします。

EULAに対する地域固有の修正

以下は、お客様が特定の欧州連合加盟国でライセンス対象物を取得した場合に、本EULAの特定の規定に置き換えられるものです。当該規定は、係る国以外で取得されたライセンス対象物には適用されません。

本EULAの第3.3項は、以下を追加して修正されます。

本EULAに含まれるいかなる規定（本第3.3項を含む）も、強行法規の下で享受できるライセンスソフトウェアを逆コンパイルするための放棄不能な権利を制限するものではありません。たとえば、お客様が欧州連合（EU）の特定の加盟国に所在しており、ソフトウェアと他のソフトウェアプログラムとの相互運用性を実現するために逆コンパイルが必要であり、かつお客様がまず係る相互運用性を確保するために必要な情報の提供を書面でアルティウムに要求したもののアルティウムが当該情報を提供していない場合、適用法で定められた特定の条件の下で本ソフトウェアを逆コンパイルする権利を有する場合があります。さらに、当該逆コンパイルは、お客様、またはお客様に代わってソフトウェアの複製を使用する権利のある第三者によってのみ行うことができます。アルティウムは、係る情報を提供する前に合理的な条件を課す権利を有します。本契約で許可されているとおり、アルティウムから提供された、またはお客様が入手した情報は本契約に定められている目的にのみ使用することができます。当該情報を第三者に開示すること、本ソフトウェアと実質的に類似する形態のソフトウェアを作成するために使用すること、またはアルティウム、もしくはそのライセンサーの著作権を侵害するその他の行為に使用することはできません。

本EULAの第10条は、以下のように修正されます。

EUの特定の加盟国で購入されたライセンス対象物についての第10条の修正に従い、アルティウムは係る国の適用法で許可されている範囲でのみ、すべての保証を排除します。保証違反に対する責任は、アルティウムの重大な過失または故意の不正行為による場合を除いて除外されます。ライセンス対象物の瑕疵に起因する損害賠償請求は、アルティウムが係る瑕疵を不正に隠蔽した場合にのみ許容されるものの、いかなる場合も現地法によってお客様に許可される法定請求の対象となります。

本EULAの第11条は、以下のように修正されます。

損害に対するアルティウムの法的責任は、以下のように制限されるものとします: (a) アルティウムによる故意の行為または重過失の場合、その責任は結果として生じたすべての損害に対して無制限とする。(b) 通常過失の場合、アルティウムの責任は、生命、人体、または健康の損害の場合に無制限とする。(c) アルティウムは、重大な契約上の義務の軽過失違反によって生じた損害に関して、ライセンス契約の締結時に通常予見可能な損害額のみを上限として責任を負うものとする。(d) アルティウムは、重要でない契約上の義務の軽過失違反によって生じた損害について責任を負わないものとする。前述の責任の制限は、強制的な法定責任、特にドイツ製造物責任法に基づく責任、特定の保証を引き受ける責任、または重度の人身傷害に対する責任には適用されません。お客様は損害を回避、および軽減するために、特に本EULAの規定に従ってライセンス供与されたソフトウェア、およびお客様のコンピューターデータのバックアップコピーを作成するために、あらゆる合理的な措置を講じる必要があります。